（第２面）

３．登録免許税領収書貼付欄

（消印してはならない）

（注）第２面は、業務の種類を増加する場合にのみ登録免許税領収書を貼付して提出すること。

（第２面）

３．登録免許税領収書貼付欄

（消印してはならない）

（注）第２面は、業務の種類を増加する場合にのみ登録免許税領収書を貼付して提出すること。

附　則

この省令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行の日（平成三十一年四月三十日）の翌日から施行する。